

定する外貨債の利札に限る。)について同項に規定する支拂を受けた

その証券が有効なものとされる外
貨債が、前條第一項に規定する銀

のを管理している間にそのもの
から生じた果実

用する前條第一項に規定する大蔵大臣の指定する日までに支拂期日

(国債整理基金特別会計への繰入等)

者(その者の包括承繼人を含む。)は、大蔵大臣の指定する日までに、その支拂を受けた金額からそこの百分の三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を政府に納付しなければならない。

行が旧敵産管理法施行令第四條第一項の規定により選任された敵産管理人として旧法第二條第一項の規定により借り換えたものであるときは、当該銀行及び株式会社東京銀行は、連合国財産の返還等に

2 前條第六項の規定は、前項の場合について準用する。

の到来しているものに限る。)の第六條第三項に規定する収納猶期、当該譲渡に係る邦貨債の利子債権金額からその百分の三十に相当する金額を控除した金額又は当該内付金額に相当する金額につ

第八條 政府は、第六條第一項(六)條第三項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)の規定による納付が同條第二項(七)條第三項において準用する場合を含む。以下本條(一)、(二)、(三)、(四)の

ある場合において、その者が同令第十一條に基く命令の規定の適用により第一項又は前項の規定による納付金額の一部を納付することができないときは、その者が第一項又は前項の規定により納付すべき金額は、これらの規定にかかわらず、これら項の規定による納付金額からその納付することができない金額を控除した金額とし、この場合においては、その納付すべき金額を分割して納付することができるものとする。

り邦貨債を取得した者（前條第七項に規定する者の包括承継人を含む。）のためにその管理する当該邦貨債及びその利札（当該邦貨債についての利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債権）を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるものの金額に相当する金額を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならない。

(同項第四号に掲げるものについては、同項第一号及び第二号に掲げるものに係るものに限る。以下本條において同じ。)の全部又は一部を管理していない場合における当該邦貨債を取得した者について準用する。この場合において、前條第一項中「第三條第一項の規定によりその証券が有效なものとされる外貨債(閉鎖機関株式会社横浜正金銀行又は株式会社大阪銀行が旧敵市管理法施行令(昭和十六年勅令第千百七十九号)第四條第

前條第五項の規定は、第一項に規定する銀行が同項に規定する邦貨債を取得した者のために同項第三号及び第四号に掲げるもの（同項第四号に掲げるものについては、同項第三号に掲げるものに係るるものに限る。以下本條において「同一の」又は「同一の」と同じ。）の全部又は一部を管理していない場合における同項第三号に規定する利子の支拂を受けた者について準用する。この場合において、前條第五項中「利札（第一項に規定する利子の支拂を受けた者による利子の支拂）」とあるのは、前項第一項に規定する利子の支拂を受けた者による利子の支拂を指す。

第一項及び第五項において「その者の包括承継人」とは、当該者が死亡し、又は合併に因り解散した場合におけるその相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併

二　当該邦貨債について償還を受けた元金及び支拂を受けた利子 第二條第三項の規定により支拂われた金銭

一項の規定により選任された敵産
管理人として旧法第二條第一項の
規定により借り換えたものを除
く。」とあるのは、「第七條第一項
に規定する外貨債」と読み替える

あるものとする。

前項の場合において、第一項に規定する銀行が、同項に規定する規定する外貨債の取扱いに障害がある場合は、「第七條第一項に規定する外貨債の利札」と読み替えるものとする。

三十に相当する金額を控除した金額に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

に因り設立された法人をいい、本項中「当該者」とあるのを「本項に規定する相続人、受遺者、合併後存続する法人及び合併に因り設立された法人」と読み替えた場合において該当する者を含む。

(横浜正金銀行等からする政府への譲渡及び納付)

(その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとする。)
三、当該外貨債の証券に附属する利札について旧外匯為替管理法に基く命令により支拂を受けた利子(その支拂の際課せられた所得税の額を含まないものとす

ものとする。

邦貨債を取得した者に代り 同項の規定による同項第三号及び第四号に掲げるものの金額に相当する金額の納付をしたときは、当該納付金額に相当する金額について
は、当該邦貨債を取得した者が、これを前項において準用する前條

による納付が同條第二項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札でされた場合又は前條第一項の規定により地方債、社債若しくはこれらの利札（当該地方債又は利札に附されていなかったときは、これらものに係る利

四 当該銀行が前三号に掲げるも

もつて代納することもできる」とい
たしました。

このほか右の邦貨債取扱者から政府に納付されたものの内部処理、その他本措置の実施に伴い必要な事項を規定いたしております。

以上がこの法律案を提出した理由及びその内容の概略であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

○夏堀委員長 次に食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、日本専売公社法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、糸値安定特別会計法案、及び学校及び保育所の給食の費用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案を、一括議題として質疑を行います。なおたゞいま議題といたしました五法案中、学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案につきまして、政府当局より発言を求められております。

○佐藤（一）政府委員 ブリントが一箇所ございますので御訂正願いたいのですが、第三條の第三項でございます。「前項の規定により都道府県教育委員会が納付する納付金は」とございますが、「教育委員会」を削つていただきたいと思ひます。ちょっと恐れ入りますが御訂正願います。

○淺香委員 学校給食の問題について久保田局長に伺いたいのですが、学校

給食用のミルク及び小麦粉は、従来ア
メリカからの寄贈あるいは対日援助見

返資金によつてまかなわれて来ました
が、今回政府がこれの財源を負担して
今年度の船食を継続したいということ
については、私どもは非常にこれは適
切だと思つております。」(以上)

府県を経て給食を受ける児童に譲與することができるとしてあるが、従来府県内において給食の指定を受けている

学校と、その反対に西脇物資が不足している。という口実のもとに、いまだ給食を受けない学校があるが、この不均衡な措置に対して政府はどうお考えにならぬ。

○久保田政府委員 御指摘の通り、確かに不均衡な様が出ております。これは一面物資が足りませんための問題がありますと同時に、私どもの願つておられます給食は ミルクならミルク、パンならパンだけ切り離して子供たちに與えるという考え方をいたしております。せんでも、ミルク、パンその他の副食物が混然一体となつた給食が完全に行われるという舞台を描いておりますの意味なり効果なりを十分考えてください。

さて、その意欲がそこに完成せられておる舞台をねらつておりますので、たま／＼ただいまのところでは、現在の数字で申しますと約四百万の児童だけが、その完全給食の対象になつております。将来はただいま申したような條件を備えてくださる限りにおいて、均一な線をできるだけ出して行きたい。しかしこれは現在一千百万ほどの学童がおりますが、その学童の全部に必要だとは思つておりません。ただい

ま申したような舞台とそうした意欲との関係・経済的な負担とのからみ合い

において、十分実施をできるという面を描いて、そこに完全給食が非常に効果的な形でできる、そういうふうに考えておる次第でございます。

○漢書委員 アメリカの寄贈 対日援助
助等が打切りになることによつて、給食中止もまたやむを得ないだらうといふ一般の風説に對して、學校の關係者

な陳情を、きょうまで続けられて来た
あるいは父兄などがこれが継続の熱心
對意はわかるのであります、いやし
くも兒童をしてこれが運動に巻き込ん

おるような例を各所に見るのであります。たとえば父兄からの懐情を児童が家へ持つて帰つて来て、そうして近隣の父兄の同調を求めるべく捺印にまわつてゐる。これは先生の言つてくださいうようなことで、非常に行き過ぎがあつたように思うのであります。一説には、率直に申しますと、これは文部省から指示があつたのだ、こういうことも言われておりますが、この点についてそりいことがあつたのかどうか。また先生方が児童にこの行き過ぎの運動を指導したといふことに對するお考えを、一應承りたいと思ひます。

○久保田政府委員 御指摘のように、私どものところにも学童からはがきが相当参った事実があります。この限度において巻き込まれておる事実があつたわけであります。私どもとしてはこれをいかにしても阻止したいという考え方でおりまして、この夏ごろ補正予算の決定がどうなるかといったところ合いに、ぜひ学童をこうした関係の中には入れないでくれるということを、特に関係者にお願いした事実がございま

す。私どもが特に学童をそういう関係に巻き込みたくないと考えますことの

証規と申しますか、考え方の基本は、どうか本年度だけでも現在やつております給食の関係をいじらないでおいてほしい。たとえばアメリカの関係が打切

現状通りの姿をどうぞ現在の学童に與えてやつてほしい。来年からは年度切りかえというために、また学童から申

しますれば、新しい子供も入つて来る
わけでありますし、卒業する子供もあ
りますわけで、新学期ということであ
り少の動きが現われても、学童に対する

環境の影響といふものはそろ恐れるに足らないと思いますが、たま／＼ガリオア関係が打切られたということのために、そういう状況に巻き込まれて、特殊な変化を出すということをおそれております。事実から御判断いただいたら、的確におわかりいただけるかと考えます。

これを同一にして給食を今後も繼續して行くということは、むしろ恩平等になりますが、せぬかと私は考えるのであります。國として財政支出の非常に多い折からでありますので、こうした民生委員などにお世話になつておられる比較的貧困な家庭の児童を対象として、今後給食を続けて行く。またそうすることによつて給食に充てられた費用が、それで延びることになつて、よけい配給が受けられるということになりはしま

ないか、そうすることが賢明な方法で
はないか、こう私は考えるのですが、

この点局長の御意向を伺いたいと思
います。

に悪いときに始めた。またそれが
が、だん／＼そういうことを続けて來
たということで、今淺香先生のおつし
やるような部面も一面出るのではない

かと思いますが、私はむしろ学校給食の持つております一面の効果として、非常に金持と申しますか、生活の非常に楽なところ、生活面で非常に自由な

人たちの家庭の子供に、むしろこの給食の効果を與えたという考え方をしております。ちょうど、「この給食問題」が二、三話題に出ましたこと、私のところへ、自分の家庭ではわざ／＼あいうち代用食のパンをもらわぬでも、十分けつこうな弁当を持たしてやれる。だからどうか学校給食は強制しないようにしててくれる。ということをおつしやつて來た方もあります。そのときのお話合いの中に、十分白米の弁当を持たせられるのだから、代用食のパンを食わせなくともいい。いやないか。こういろいろお考えがあるのでござります、こちら、

う部分に、強制と申してはあるいは強過ぎるかもしれません、子供のためをよく考えてやつてくださることが、必要でありますまいかという一面を私考えております。いま一面は、今お話を通り、生活保護を受けなければならぬといったような面の家庭、またその学童たちに対して特に救済が必要であつて、またその部分からも栄養といわゆるなことをあわせ考えて、そらしことが行わるべきであるといふ考え

方にはまたよく同感でございます。その両者をどういうふうにつないで行くかといふところに、問題があると考えております。できるだけいたくに流れないので、しかも栄養、カロリーの問題から納得できる数字であつて、これが学校といふ舞台で教育的に行われるというところの効果と実際を結び合せながら、何とかして国の大きな負担にならないよう、いずれも非常に困難な問題であります。それを総合させ、総合としての給食といふ姿を描きたいというふうに考えてある次第でございます。

○議長 委員 いま一点。さかのぼつての話になりますが、文部省は給食設備が充実していないようなところは、給食を実施してはならないといふように、府県の教育委員会の方へ通牒を出したようなことがありますか。

○久保田政府委員 文部省が通牒を出しておりますことは事実でございますが、これは物を関係筋からいただきましてときの條件になつておつたのであります。せつかくの物資なりせつかくの仕事なりから出て来る結果が、そのことと自体でなくして、それに関連する設備の不完全といったようなことのために危険な舞合を描く、そういうようなものを非常に警戒されたと考えますし、第二には、地方の関係者、ことにP.T.A.関係者の意欲を相当おりたいといつたような意向もあると考えられま

ことがあります。そこで問題になるのは、近い将来アメリカからの品物の寄贈の中止、あるいは対日援助の打切りというような命令を出したとしたならば、これは相手が今回給食継続の問題について、しばしばこの議会にも陳情に見えました。いたのに、もし文部省が積極的に設備委員会の方から、文部省の意向だからといふように言つて来た。だからわれわれはこの給食は永久的に継続して行けるものだと考えておつた。しかるに今これを中止するとは、あまりにそれはひどいではないかと言ふのです。そこでこれをもう一度明確にしていただきたいと思うわけです。

○久保田政府委員 御指摘通り、私どもも責任ははつきり自覺いたしております。給食の設備を今大体七十億見ります。現に私どもが考えております設備の程度は、單にミルクを暖めたり攪拌したりする程度の設備と、完全給食をやつていただきたいとお願ひしたのは、その意味で世話をいたします設備のものと、両者あるわけでありまして、私どもができるだけ設備の充実をやつてこらでは、かりに援助物資が切れたとしても、給食の効果とその意味合いを両者を兼ね備えた部分の問題でござります。両者を兼ね備えておる程度のといたしました。そこで問題になるのは、近い将来

○久保田政府委員 との相談のもので喜ばれておるかということと、どの種類のものを配給するつもりかという意味の点は、できれば從来通り小麦粉とミルクをお世話を文部省がする。でかかるそれへの輸送なり加工なきるだけ雑多な種類のものを扱いたくないというふうに考えております。つきりした数字を申し上げさせていただこうと思います。

○議長委員 小麦粉は政府の手持ちの安価なもの、拂下げを受けるといふことについては、これは私はけつこうだと思ひます。また受ける学童も喜ぶなどと思ひます。ただ受ける学童も喜ぶなどと思ひますが、問題はミルクです。このミルクを学童が非常にきららんとする傾向がある。ことに都市を離れた郡部の学童になりますと、ミルクを非常にきらつて、給食の間に先生のすきを見てミルクを捨てるというような傾向が、相當あるということを聞くのですが、こういつた点はどうでしょか。

○久保田政府委員 ミルクにつきましては、配給の当初確かにそういった事実を私ども聞いております。ミルクの中に二種類あります。一つの種類のものが割合においてきついといふことがあります。そのため、そういうことが間々あつたということを聞いておりますが、最近だん／＼その援いになれて来て、秋の承知しておりますところでは、緩められる時分に攪拌と申しますか、かきまわし方が上手であれば、そのにおいて順々に消えるのだそうです。まだある程度のにおいを上手に残すことがある程度のにおいを上手に残すことの方が子供に嗜好させるという上に

○淺香委員 だん／＼そうしてよくなつて来たことも事実でしよう。なれて来たこともほんとらでしようが、ミルクを強制配給にせずに、選択制度にしてみる。たとえば学童の好む適当なもの——そこに牧場があつて、そこからできる新鮮な牛乳を学童に給するといふことができましたならば、これが体位向上、あるいは嗜好の程度にも合致しますし、あらゆる面が合理化するのだと思うのですが、こういう点はどうでしようか選択制度ですね。

○久保田政府委員 現在までのところでは、粉ミルクがたま／＼ただであるということに立脚いたしておりますので、淺香先生のおつしやるようにな牛乳がそういう自由な形でとれるようなことは、私はそれが何よりの希望でござります。たま／＼ただ今までの分は、学童がただでもらうという前提がありますために、給食費全体としての価格をできるだけ下げるといふ趣旨から配給いたしておりますので、これを強制的に配給するという形は至然とございません。ただある学校の中で、数人だけが希望するからくれると、ある学年だけが希望するからくれるというところでは、差上げるわけに行きません。学校全体としておやりくださる選択と申しますか、むしろほかの代替物で、値段の関係なりで充足されるようであれば、ミルクは決して強制するということではありませんので、むしろほかの代替物で、値段の関係なりで充足されるようになつてるのであります。自由選択と申しますか、むしろほかの代替物で、値段の関係なりで充足されるようになつているのであります。

しろその方を選んでいたたかことかが、希望であります。が、価格の関係から、一方はわざかな輸送費を拂えば十分の品が手に入る。一方ばかりに輸送費を拂わぬる、ものでも、見物でのもの直扱い

拂わなければならぬ。その価格の差が
ら來た事実だけであります。

考にお伺いしますが、給食に関しては、文部省では何か外郭団体と申しますようか、審議会というような機関があることを聞いておるのですが、もありといたしました場合には、だれがこれを委嘱しておるのか、またどういううメンバーで、それから報酬などはどううしておるか、ということを、ひとつ参考に聞かしていただきたいと思うので考す。

○久保田政府委員 学校給食に關する
審議会は確かにござります。これは言葉は間違つておるかもしませんが、
体育關係、衛生關係といふものと一緒に
のものでありまして、そのうちの分科會に学校給食だけのものがございまし
て、メンバーは衛生という意味からのお医
者様、それから学校で現実に給食の世
話をしております栄養士關係の種類の
人、学校としてこれを取扱う關係の學
校長、そのほかに学識經驗者に數名入
つていただいております。それから報
酬などは、特に私今ここで明確に記憶
いたしませんが、年度末か年末あたり
に千円か千五百円くらいの謝礼を出し
ておるくらいのものだらうかと思つて
おります。

○久保
給食の、
どうし
られる
ふうな
類のも
問題と
ますが、
いう財
関係のこ
つしや
それか
法人にな
物を扱
一切い
年あた
よつて些
かと記

方の審議会は、給食をこれか
たらしいとか、今度予算が打
とうことになれば、どうい
ことを研究して行くかとい
のであります。審議会自体も
しては、特に問題はないと思
ふが、御指摘の部分は学校給食全
般法人が別にござります。そ
ことにからんで、淺香先生の
ようならわざがあるとい
うと思いますが、これも実は財
産につしております、直接そこ
にしておりません。たまく
に一件か二件、地方の依頼
物のお世話をしたことがある
いたしますが、これなどと
の継続の委がはつきりいたし

つておりませんし、決いたしますまででないと思つておることが学校給食に、たいへんな御いうことを、深くいただきます。

一面私ども一応解りますので、ただこなり教育全般の上迷惑をかけておるとおわびだけをさして

についての加工、輸送
いうようになつてている
の数字でございますが
と加工を加えたもので
なつております。脂脂
でござります。これを
たしますと二百二円、
して一一二百五十五円計
が、二千百七十一円五
になつております。

かといふ御質問がござります。パンは輸送費
二円九十二銭で、ミルクは三十銭
一箇月計算にいへば、一年計算にしま
すと、十銭ということになります。

て考えたければ、こよどいだといいたいと申校だけがルピスでなく、おにいさんとか、を買ひと承知し、学校がどうか、そのります。けを限らず、と、校長人から押され、の間違。

おるものは、少くともほしい。いま一つ欲され以外のものは必要としない、最高最低をはつきり思つております。現在騒ぎを拾つてみますと、たとえば式のものをミルクを少しあげるためにつけてやるとかを消すために特殊なものもまた副食のために特定を込むということは、事実としております。こういうことをいふと、その方に問題が残るわからぬ。その場合にある特定のことで、必ずしもよくないといふことにしておる。長良先生がたま／＼その塊の買ひ方に問題があるとか、まことにあります。それで、その塊の買ひ方に問題があるとか、まことにあります。

これだ
を申せ
ないの
いたし
定の学
えば力
飲みや
その
をませ
のもの
である
場合に
を買う
けであ
学校だ
きます
域の人
た自分
ものを

ンバーの中に文部省の退職されたお役人が、相當入つておられるようにも聞くのですが、これはどういうことでしょか。

○久保田政府委員 前に文部省の衛生給食の関係をおやりになつたことがあります方が、一人お入りになつておるだけだと記憶しております。

○淺香委員 非常に申しにくい言葉ですが、あなたの方の部下で、給食課の方の係員の方が、今度收賄の容疑で検挙されたということなどに関連いたしまして、世間では文部省の外郭団体であるところの給食の審議会といふようなものにまで、相當疑惑を持つてゐるといふことも事実であります。これが対して将来運営といいましょか改革といいましょか、何かお考えがあれば聞かしていただきたいと思いま

したならば、でなければ、單なる財團として、むしろそつといつたようなものに切りかえるおありがたいといっております。たまをもつと早く法律が、一面私どもとのであります。が、関係のものは、公類のものに考え方で、関係筋の方がつたようなものが、だといったようながために、その一部がうんと遅れれたため、その部分がうんと遅りますが、まだ全

、非常に明確な線の
法人といふものでな
ういう特別会計を持
ることができれば、な
うふうに希望いたし
く学校給食の一切
化するという問題
しては希望であつた
えてこういぢ種類の
由といったよだな種
れがちでございまし
らわゆる公団とい
、非常に怪しいもの
色めがねで相当見ら
点からの法制化とい
れて来ておつた次第
と御指摘の部分につ
申訴なく思つてお

○久保田政府委員 そういう出目の關係のことばは、私ども一應ありますまい。かという程度には心得ておりますが、事実どううものがあつて、どういふ動き方をしているかと、いう点について、明確にいたしておりません。こわれは、責任のがれを言つわけではありませんが、配給する事務を私どもとしては、それから先の事實上の監督は、教育委員会にお願いしておるという態度をとつておらいまして、今までそういう部分について、特別な問題があると、いうふうには承知いたしております。それから先ほどの数字の点でござりますが、今資料をいただきましたのと、ついでに申さしていただきまますと、先ほど御指摘のパン、脱脂ミルクなど

して文部省としては、今後どういう対策を立てて行かれるのか。またこうした小麦粉あるいはミルク以外に、いろいろな嗜好品が流れていることによつて、先ほど御答弁のありましたようないかがわしい問題、あなたの部下においてそうした不祥事を起したということも、一つはこういうところに原因があると想うのであります。その指定するところの商人は、文部省が指定されるのか、府県の教育委員会が指定されるのかわかりませんけれども、そういう点について今後において、根本的な対策をお持ちになつておられるかどうか。この点を最後に明確に御答弁願つて、世上の疑惑をこの際明らかにしていただきたいと思います。

しろその方を選んでいたたまことが希望であります。が、価格の関係から、一方はわざかな輸送費を拂えば十分の品が手に入る。一方ばかりに輸送費を拂わないものでも、現物そのものの値段を拂わなければならぬ。その価格の差から來た事実だけであります。

○議長 委員 それでそういうように選択制度にかわりつつあるであろうといふお見込みなのですね。

次にお伺いしますが、給食に関するは、文部省では何か外郭団体と申しますよろか、審議会というような機関があることを聞いておるのであるが、もしもありといたしました場合には、だれがこれを委嘱しておるのか、またどういふメンバーで、それから報酬などはどうしておるかということを、ひとつ参考に聞かしていただきたいと思うのです。

○久保田政府委員 学校給食に関する審議会は確かにござります。これは言葉は間違つておるかもしませんが、体育関係、衛生関係といふものと一緒のものでありまして、そのうちの分科会に学校給食だけのものがございまして、メンバーは衛生という意味からのお医者様、栄養という意味からのお医者様、それから学校で現実に給食の世話をしております栄養士関係の種類の人、学校としてこれを取扱う関係の学長、そのほかに学識経験者に数名入つていただいております。それから報酬などは、特に私今ここで明確に記憶いたしませんが、年度末が年末あたりに千円か千五百円くらいの謝礼を出しあるくらいのものだらうかと思つております。

○久保田政府委員 前に文部省の衛生局給食の関係をおやりになつたことある人が、相当入つておられるようになりますが、これはどういうことですか。
○淺香委員 非常に申しにくい言葉ですが、あなたの方の部下で、給食問題の方の係員の方が、今度取締の容疑で訴されたということなどに関連いたしまして、世間では文部省の外郭団体あるところの給食の審議会といふなものにまで、相当疑惑を持つていろいろとも事実であります。が、これに對して将来運営といいましてよろしく、何かお考えがあれば聞かしていただきたいと思つす。

○久保田政府委員 ただいま御指摘給食の方の審議会は、給食をこれからどうしたらいいとか、今度予算が打たれると、いうことになれば、どうふうなことを研究して行くかといふ類のものであります。そして、審議会自体問題としては、特に問題はないと思ますが、御指摘の部分は学校給食会という財團法人が別にござりますが、財團法人のことからんで、淺香先生のつしやるようなうわさがあるといふかと思ひますが、これも実は財團法人になつておりますが、直接それを扱うといったような種類のこと一切いたしておりません。たゞ一年あたりに一件か二件、地方の依頼によつて物のお世話をしたことがあるかと記憶いたしますが、これなども交換食の譲りの姿がよつきり、こ

○久保田政 府委員 そういう出目の關係のことばは、私ども一應ありますまいとかという程度には心得ておりますが、事実どういうものがあつて、どういふ動き方をしているかという点については、明確にいたしておりません。これは責任のがれを言ふわけではありませんが、配給する事務を私どもとしては、明確にいたしております。これから先の事実上の監督は、教育委員会にお願いしておるという程度をとつております。今までそういう部分について、特別な問題があるといふふうには承知いたしております。それから先ほどの数字の点でござりますが、今資料をいただきましたので、ついでに申さしていただきますと、先ほど御指摘のパン、脱脂ミルク等についての加工、輸送費の関係がどうなつておられます。脱脂ミルクは三十錢位の数字でござりますが、パンは輸送費と加工費を加えたもので二円九十二錢位になつております。脱脂ミルクは三十錢位でござります。これを一箇月計算にいたしますと二百二円、一年計算にして――「百十五日計算であります」が、二千七百一十四円五十銭ということになつております。

して文部省としては、今後どういう対策を立てて行かれるのか。またこうした小麦粉あるいはミルク以外に、いろいろな嗜好品が流れていることによつて、先ほど御答弁のありましたようないかがわしい問題、あなたの部下においてそうした不祥事を惹起したということも、一つはこういうところに原因があると思うのであります。その指定するところの商人は、文部省が指定されたのか、府県の教育委員会が指定されるのかわかりませんけれども、そういう点について今後において、根本的な対策をお持ちになつておられるかどうか。この点を最後に明確に御答弁願つて、世上の疑惑をこの際明らかにしていただきたいと思います。

いいものと想つて買うとか、こういう問題も起りがちでありますので、先ほど申しましたように最高最低の線をはつきりさせておいて、これ以外の種類のものは非常にけつこうなものと思え
るけれども、あえて買うに及ばない、また買うことが一応と認められてお
る、またこれだけのものはぜひ買わな
ければならないという種類のものにつ
きましては、その買い方が非常に明確
に行きますような方法を考えて、最高
最低のわくの中でその人らが自分のつ
まらない個人的な責任で、物を勧かす
とか買うとかいうことが超らずに済
ませるような考え方で、やつて行き
きたいというふうに考えておりま
す。

○安孫子政府委員 供出量が二千五百五十万石にきまつた。当初予算では約三千万石の内地米を買ひ上げるものとして予算を計上しておきました。今回の補正ではそれを圧縮いたしまして、二千六百ちょっと欠ける数字になつております。しかし年度末における糧券の發行限度は同じにいたしております。大体ことしの作柄はよくありませんので、当初予算で組みました内地米の数量よりも、内地米の買入れ数量を減らして、残りの分については外国食糧を入れるということで、外国食糧の方をふやしまして、補正予算を組んで御審議を願つておる実情でござります。あるいは御質問の点に直接触れなないかもしれません、大体そういうふに考えております。

りかえ時におきまする政府操作食糧の充実という観点からいたしまして、相当食糧を充実すべきだ、これはまあ覚悟いろいろな外貨の実情あるいは輸入先の道でございます。そのために五十万トン程度のものを増強しようという計画にいたしたのであります。しかしい供給力その他の関係からいたしまして、ただいまそれを決定すべき時期じやないという点からいたしまして、四月からの配給を廃止するといふことは、しばらく機の熟するまで見送るという結果になりましたので、ただいまのところでは三百二十万トン計画、これは遂行されるものだと考えております。もつとも今後の問題といたしまして、本年産米があまり作況がよろしくございませんので、この足らず前につきましては、その程度の輸入食糧の増強ということは考えなければならぬかと思ひます。この点は三十万トン前後になるんじやなかろうかと思ひます。この辺の見通しについては私どもある程度の成算は持つております。

種の関係についても、ある程度の見通しを持つているはずであります。この来年の統制撤廃の予想とからんだ外食糧の輸入の関係、これについてわざわざ範囲で政府の方針を御説明願いたいと思います。

○安孫子政府委員 統制撤廃の問題は、政府声明にありますように、機の熟のまるまでというようなことになつております。来年の十一月から必ず統制を撤廃するといふような決定的なものになつております。まあできるだけ状況が好転したまでは、その状況を把握してその方向に進みたそいう考え方でおるわけであります。従つて来年度の外食糧の輸入につきましては、来年の四月以降でございますが、大体原則的には三百二十万トン程度のものと考へております。しかし先ほど申ましたように、本年度産米の作況が必ずしも良好だとは申せませんので、この分は不足することにならうと思います。その分の補強はせなければならぬだろう。従つて三百二十万トンを、「一十万トンないし三十五万トン程度のものは、ふやさざるを得ないのでないか」というふうに思つております。この場合に問題は、米を入れる麦表を入れることの問題であります。できるだけ麦を入れたいと考えております。これについてタイ、ビルマ、その辺の事情が、必ずしも非常にふやし得るといふ状況にはございません。イギリス側との関係もござりますので、必ずしも同じどもは弊観はいたしておりません。かし折衝の余地はあるものだと思つております。そんな状況で、これから年四月以降の輸入計画について、立派的な検討と作業を加えて、来年度

○富田(富)委員 それからこの機会に算を編成することにいたしたいと思つて研究中でございます。
もう一つつけ加えて御質問しておきたいのですが、この間の知事會議で、とにかく今年度の供出は非常に困難である。普通のことではちょっとむずかしいといふ空氣であつて、それに対しまして政府の方で、何かこの実際の作業がわかつたときには補正をするといふ、言質ですか約束をされ、応そいう何か條件をのみ込んだ上で、知事側が納得したというふうに新聞紙上われ／＼は聞いておりますが、こういうことでもよほどつきあひがで地方へ帰りますと、地方の方でそれを非常に信頼しまして、そうしてやはり実際に困つていい方面では、どんどん補正の要求が出て来ると思つます。こういうものをどういうふうにして調査をし確認して補正を実際にやつさか。この前も、いつでしたか、昨年度でしたか、免責措置といふようなことがあります。それでもつて納得しまして地方へ帰つた。ところがなかなかこの免責措置は實際にはうまく行かないために、相当困難な状況が部分的にございました。今回もぜひそういうふうにことがないようになりますは、この点について政府が——これは簡単に知事を納得したのじやないと思いますが、どういう点を明確に約束されて一応得したようなことになつておるか。の際ひとつ明確にお答え願つておきたいと思います。

の右にたどり、側にならぬいこしかるしまとはれども、上うす柄よじめどに

は、二千五百五十万石を算定いたしました。した基礎は、予想収穫高六千六十六万石と、いう前提において、完全な保有数量を持たせる、そのほか採種圃等の分量も除くといふうなことで計算をいたしました。計算上二千五百八十万石くらいになると想うのです。しかしいろいろな状況からいたしまして、なかなか出しにくい環境もございますので、それを一千五百五十万石に切りまして、これでひとつお願ひしたい、ということで原案として出したわけであります。これに対しても主として九州、四国、中国方面でござりますけれども、その後の作況が非常に悪く、従つてその実情は今はつきりしておるのだから、その事情を織り込んで今回の決定をしろという強い要望がございました。しかしながら県々の申し出られます数字だけをとりまして修正をいたしますことは、非常に危険でございます。これは御承知だと思いますけれども、県の数字の信憑力といふ問題もございまして、その間に上に減らすものは減らすという措置を講ずるのが、これがまあ当然だらうと考えております。その点に関する措置は、米の供出に關しまして、その間に上に減らすものは減らすといふ措置を講ずるのが、これがござります。従来の食確法にかわるものであります。この政令に基きまして、実收高が発表になりました際には、しかも割当は予想收穫高でありますので、予想收穫高と実收高との間に相当大きな違いがある場合には、それを減額補正するという手続を規定いたしております。従つてその政令に基きます

補正は、これは当然やるべきものだろ
うと思います。知事側もその点は十分
了承しているわけです。しかしそれま
で待てないといふ議論が相当かつ
た。今ただちにその数字を織り込み、
こういふような強い議論があつた。い
ろいろお話をいたしました結果、まあ
できるところは最後の実収高が判明い
たした際にやる。そのほかに県なり、あ
るいは作報なり、私の方で十分調査を
いたしまして、どうしてもここは非常
にひどいところである、予想収穫と非
常に食い違つたところであるといふよ
うなことがはつきりいたしますれば、
そのものにつきましては、ひとつまた
十分考慮いたしましよう、こういうこ
とで大体納得をしていただきまして、
散会をいたした実情でござります。や
はり原則的に申し上げますと、補正
の問題は各県々のいろいろなむずかし
い問題もありますので、実収高が判明
をいたしました際に、全体の調整のも
とにこれを行なうことが常道であろうと
思います。この実収高ができるだけ早
くつかむということに、私どもとして
は努力をして参りたいというようになります。
えております。

して、これは減ることはあり得るの
だ、実收ですからこれはいかんともし
がたい、こういうことを含んでのこと
なのかどうか。その点はどうですか。
○安孫子政府委員 二千五百五十万石
は收穫高を六千六十六万石という前提
において、二千五百五十万石を考え
ております。従つてこれがくずれて参り
ますれば、また結論はおのずからかわ
つて来ると思います。

○三甲(則)委員 ただいま議題となつ
ておりまする食糧管理特別会計に関し
まする問題をお伺いするわけですが、
最初に根本のことをお聞きしてはな
だ恐縮ですが、率直に御答弁を願いた
いと思います。

私は食糧は太体食糧庁長官の御
説明もありましたが、内地産米と外國
米とによつてまかない得る、こう考え
ておるのでですが、やはりいつまでも食
管がありますると、多少百姓さんは供
出を避るというのが今までの例であろ
うと思うのです。そこで根本的に考え
られまして、これはむしろ供出とい
うことにつきましてははずした方が、ほ
んとうに国民の生活にまんべんなく渡
る、かように考えておるわけですが、
長官といたしましては、どういうよう
な構想で考えておりますか、この際ひ
とつ承りたいと思います。

○安孫子政府委員 これは先般政府声
明がありましたように、輸入の実情で
ありますとか、価格の問題であります
とか、あるいは作況の問題であります
とか、そういう点を総合勘案いたしま
して、大体はずしてよかろうと、うよう
うな判断ができました場合には、そら
いう方法で進めて參りたいといふよ
うに考えております。

○三宅(則)委員 沿流することはやめまして、実際問題を考究するわけですが、本年は風水害あるいは冷害等が多少あつたわけですが、そういう地域に對しましてはこれを修正する御意図でありますようか。今御説明になりまして、二千五百五十万石という線を堅持したいという趣旨でしようか。その辺を明らかにされたいと存じます。

○安孫子政府委員 先ほど申しましたように、二千五百五十万石は予想收穫量の六千六十六万石というものを前提としての話でございまして、実収高が十二月の半ば過ぎに確定いたします。これが六千六十六万石を相當下まわるということになりますれば、やはりそれに相当する減額補正をしなければならぬだろう、こう考えております。

○三宅(則)委員 暖かい方にはもちろん相当豊作のところもありますが、しかしまた風水害もあるわけであります。や積雪寒冷地帯といふようなところにつきましては、これまたその実情を調査いたしまして、適正な割当をしなければならぬ、こう考えております。やともいたしますと、これは食糧庁長官に申しますことは私述に説法がもしこれませんが、どちらも内輪々に発表したがる。作報事務所もあるいは県の方も、あらゆる角度からして内輪に報告したがるわけですが、しかし食糧府長官の安孫子さんのごときは長年やつておられますから、内輪の報告も見破つて、正しい報告に直す、というような見識を持つておられると思いますが、こういうことに對してどういう御所見を持つておりますか、承りたいと思ひます。

○安孫子政府委員 大体お話をのように供出制度を前提といたします限り、端的に申しますと、できるだけ軽い方が万事都合がいいというようなことで、これは県によつて違いますけれども、県で出されます数字は大体一番低い数字が出て参ります。その次に食糧事務所等で出します数字はそれを上まわる数字であります。作報が一番上の数字になると、やはり私ども作報の数字は、おいて、やはり私ども作報の数字は、全体的にはつかんでおる数字だというふうに見ております。それ以上まだ米があるのかないのかというようなことになりますと、これはいろいろな勘の問題になりますて、何とも申し上げかねますけれども、私どもいたしましては、大体作報の数字を前提として考えて参ることが、正しいじやないかといふように考えております。

地米に執着しておりますのは、否定できません。しかし事実だらうと思います。ただ内地米あるいは内地米に相当するようなものについての需給の事情というものを、戦前と同じ状態に回復することは非常に困難でありますので、ここしばらくは無理じやないかと思います。そういういたしますと、とき／＼申し上げておきましても、やはり消費者の方で昔のよくな食生活でないものに切りかえられるのですけれども、消費生活の面におきましても、やはり消費者の方で昔のよくな食生活でないものに切りかえて歩み寄つて来る必要が、消費者の側にもあるのじやないかと思います。その際に一番大きな問題は、米の方が消費生活においては割安だ。パンとか粉食などかいいますけれども、これはいろいろ副食物の関係、またパン自体においても、米から見ると割高であるというので、その点はなか／＼普及しにくく実情にあるわけであります。今後の食糧政策といたしましては、粉食を奨励するのが大体ここ当分日本の国としての一つの運命じやないかと思うのです。それを合理的に、またそれが一般消費者に受け入れられやすい経済的條件を、いろいろな面からつくり上げて行くことに、重点を置いて考えております。もちろんそれに関連いたしまして、畜産の奨励、あるいは畜産物の割りじやないかというふうに考えておりまます。もちろんそれについても、畜産の奨励、あるいは畜産物の割りじやないかというふうに考えておりますが……。

主張に考え方のあります。これもまた内外よりの情勢を勘案して、いたいと、うことの含みをもつて考えているわけですが、むしろ長官といなされましては、今後各官庁を督励しまして、作報等を十分に信用し得られる程度まで認識をしたならば、一日も早くこういうような統制を解くことが、一般国民に対しても一番公平にして、かつ普遍的にわけられる問題と思つています。その要素といたしまして、私どもは、各府県からの作報の報告もあらわけであります。みずから各地をおまわりになりましたて、その真相を把握せられて本国会に報告せられたいと、思いますが、その御用意がありますかどうか、承りたいと思います。

○安藤子政府委員 今すぐ各地をまわるという用意もございませんので、御了承願いたいと思います。

○清水委員 この際一言お伺いしたい。供出値段と消費者の手に渡る値段との開きが相当にあるように思いますが、この内容をお伺いしたい。聞くところによると、米の販売業者は、現在の手数料ではやつて行かれないようないとも言われておりますが、この価格の開きが相当にあるじやないかと思ひますので、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○安藤子政府委員 生産者価格と消費者価格の差、これは俗に中間經費と言われておりますが、これは三難題ではなかつたかと私は思つております。たゞこの内容を申し上げますと、政府が産地にて米を買入際に、集荷手数料とかもうものを拂います。それから倉に入れまして保管料を拂います。それから

それを運送するのに運賃を拂います。それから消費地において倉に入れまして、消費地において倉出しをして卸に渡すという経費、保管料、運賃、集荷手数料、そういうものがござります。それから十月末までに出したものについては早場米奨励金というものを今出しております。それからバック・ペイというのに金を出しております。それからことしほございませんが、去年までは超過供出奨励金というものを出しておりました。こういう金も中間経費の中に入っております。いわゆる中間経費の中には二つありますて、生産者に還元されます経費の早場米奨励金とかバック・ペイといふもの、そういうものと、純粹の中間経費と二つになります。普通に中間経費と申します場合の字数と比較すべきものは、生産者に還元されるものは除しまして、そのほかのただいま申し上げました集荷手数料、運賃保管料その他の経費、人件費、こういうものであります。これは大体生産者価格に対しまして一四%くらいになつております。従つてこの中間経費には切り詰める余地はあまりない。卸売業者や小売業者に対しましても、私ども非常にたっぷりしたマージンを見ておると考えておりません。さりとてのマージンで今やつておる、こういうふうに思つております。

も、そのほかの間ににおいて、あるいは全
裕があるのじやないか。もしこれが業者
の手に移つたならば、もつと能率的
な運営ができるのではないかといふこと
うなことも考えられます。現在私らが
拜見しておるところによりますると、
倉庫料でも運賃でもそう高いことは思
われませんけれども、しかし米のよう
なものが多量にあれられる場合におい
ては、もつと切り詰められるものがあ
るのじやないか、そういう面に節約の
方法があるのじやないかといふことを
考えられます。この点について御観
見を伺いたい。

り詰あたやつで当然公定的なものがござりますけれども、それを一割ないし二割圧縮いたしまして契約をいたしておるのは事実であります。それから運賃にいたしましても、これは地方の運賃と全国ブル計算によりまする日通運賃とござりますけれども、これも昨年は一割近く切つております。それから人件費、事務費、こういふものが主でございます。そのほかに配給経費、これは小売マージンと卸マージンとござります。これはお話のように、相當苦しいという話を実は受けおるのでありますけれども、これもひとつがまんしてやつていただきたいというようなことで、押えているような事情であります。相当私ども自身としては切り詰めて参つておるつもりでございますが、今後ともそういう方向に進みたいと思ひます。

のであります。そこでこの密造が相当供米に悪い影響を及ぼしておると思うのであります。が、長官はどう考えておられるか。どういう状況になつておるか。供米の側からどう見でおられるか。お尋ねしたい。國税局の關稅部では、大体密造に使われる米は全國で一年に二百万石、こう見ておるのであります。が、食糧厅ではどう見ておられるか。これが供米にいかなる影響を及ぼしておるか。この点をお尋ねいたしま

す。

○安藤子政府委員 やはり供米に悪い影響を與えていると思います。やはり保有計算だけじや足らぬで、そういうものを見込みますと、どうしても理論的にはじいた数字だけでは行かぬといふ。こういうことの一部には、地方によつてはそういうことも含まれると思いますが、これは單に密造だけという意味ではございません。ほかに冠婚葬祭による農村の食糧等もございますが、親戚等にまわす量などもありますし、また下男を雇つた場合の食糧といふものも相当大量にいる、そういうようなものは全部からんでおると思います。現在の四合保有では足らぬといふ。議論の陰には、そういうものも入つておるのだろうといふうに想つております。大体数字は私ども二百万石程度だと思つております。

○奥村委員 大体二百万石の米が密造の原料に流れておるということは、長官もただいまお認めになつたわけですね。ところが正規の清酒製造業者に割当られる米は、御存じの通り昨年度は六十万石であります。それで密造に使はる米は非常に酒化率も悪いし、まだ使用方法をやつておる。特に問題は

ことしのことですが、ことしは當はいつごろおきめになるか。またこれほどしても昨年よりは割当をふやさなければならぬと思うのですが、ふ

やすお考であるかどうか、御答弁を願いたいと思います。それに關連して私の意見をひとつ申し上げておきたい

と感りますが、御承知かどうか存じます。が、現在清酒は非常に全國的に拂底しております。昨年の十二月酒の税率引下げによつて、非常に売れ行きがふえている。特に農村向けの二級清酒が非常に拂底しております。来年の新正月あたりは、ほとんどお正月用の酒が農村では手に入らぬのじやないか。そ

れではそのかわりに合成清酒があるじやないかと言われるが、合成清酒はしようちゅうと比べると、むしろ今日の密造の方が品質がいいといふことがあります。こういう状況で行なうのであります。こういう状況でなければ密造がます／＼ひどくなる。密造の方で米をどんどん／＼つぶす。それで供

米の成績も悪くなる。これに対してもどうしても正規の清酒に対する酒米の割当をふやす一手よりほかにないと思ふ。そうして正規の酒を濁沢に流して、それによつて密造を押えて、しかもも税収を確保する。こういうふうに行かなければならぬ。こういうふうに考へるのではありませんが、長官はどうお考

るの許可を必要とするのかどうか。この点の事情もひとつお伺いしたいと思ふ。またこれに對して總司令部はふやして參りたいと思つております。

○安藤子政府委員 私どもも少しずつ

○夏堀委員長 これまでの説明を聽取いたしました

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

午後二時二十六分開議

午後零時二十四分休憩

昨年は六十万石でしたが、ことしはあと二十万石くらいはふやしたいと考えておるのであります。ただ供出の状況が今非常に不振でございまして、一般の操作用にもいろいろ問題がある際に、県々と見通しとしては困難じやないと思つてあります。この問題は總司令部と率引下げによつて、非常に売れ行きがふえている。特に農村向けの二級清酒が非常に拂底しております。来年の新正月あたりは、ほとんどお正月用の酒が農村では手に入らぬのじやないか。そ

れではそのかわりに合成清酒があるじやないかと言われるが、合成清酒はようちゅうと比べると、むしろ今日の密造の方が品質がいいといふことがあります。こういう状況で行なうのであります。こういう状況でなければ密造がます／＼ひどくなる。密造の方で米をどんどん／＼つぶす。それで供

米の成績も悪くなる。これに対してもどうしても正規の酒に対する酒米の割当をふやす一手よりほかにないと思ふ。そうして正規の酒を濁沢に流して、それによつて密造を押えて、しかもも税収を確保する。こういうふうに行かなればならぬ。こういうふうに考へるのではありませんが、長官はどうお考

るの許可を必要とするのかどうか。この点の事情もひとつお伺いしたいと思ふ。またこれに對して總司令部はふやして參りたいと思つております。

○安藤子政府委員 私どもも少しずつ

○夏堀委員長 これまでの説明を聽取いたしました

○夏堀委員長 これより会議を開きます。

午後二時二十六分開議

午後零時二十四分休憩

午後二時二十六分開議

おきまして、あるいは清算に付されたとか、あるいは敵資管埋に付されたとかいうふうな内容のもの、この三つであります。第三條におきましては、いわゆる原証券の問題を取扱つておるのあります。

第四條におきましては、その利札の

關係を取扱つておられるところといたしまして、本証券も同様の取扱いをする所といたしました。結局第四條の趣旨といたしましては、本証券が有効になりましたのと同時に付属いたしますところの利札も有効とする。これを合せますれば、本証券と利札がともに有効になるということに相なります。そのほかに敵産管理法によりまして、特殊財産監理勘定というものに発行者が円を拂ふべき事務が認められることはござりますが、この二つが第四條に規定せられておるわけであります。

ましたところの外貨債の中には、地方債と社債があるわけでありまして、国債につきましては問題がないのであります。が、地方債と社債につきましては、問題のない借りかえをそのままに、政府承継を行うということにいたします。

第六條と第七條とは、外貨債の本証券あるいは利札を有効にいたしましたので、それらが無効になつたまゝとして、それらが交付されまゝであることを前提として、たところの邦貨債を、政府に納付せめようとするものでございまして、第六條の關係におきましては、普通の外貨債の所有者に邦貨債が渡つておるよ

いう場合を、規定しておるのでござります。第七條におきましては、敵産管理工事が依然それらのものを持つておる、あるいはその利拂いなり償還を受けたというような場合を規定しておるのであります。

まして納付するについて、一応納付額を金額で定めますけれども、しかしながら存しておるところの国債、証券、利子等によりまして行えることを、大体とく條、八條で期待しておりますが、そな

が国庫に納入されました場合に、どういうふうに整理するかということを規定したのが、第八條でございます。

それから第九條におきましては、こ
れは前に外貨債の借りかえが行われま
す。

したときに、外貨債の上に存するとこ
ろの質權は、この借りかえ發行されま

した邦賃債の上にあるということになります。それを今度

では外貨債が生きかえるわけでございましてお手元の下記を参考されると

は元利拂いの行われた旧券の上に存在していたものが消滅して、元の外貨債の上に生きかえるのだということを、第九條で規定しておるのでござります。

次は第十條でござりますが、これも

ればならないものが特別經理会社であつた、あるいは金融機關であつたと

うときに、それぐの再建築法との
関係を、どう規定するかといふ問題で

ございまして、大体内容といたしましては、それらの会社なり機関は、そなだけのものを政府に納付しなければならないのです。そのかわり生じ

ましたところの外貨債の評価をどうするか。これは現在架空なものでござりますので、それに即応したような処理をさせようというわけでございます。

第十一條は、以上申し述べました返還の納付の場合におきまして、いろいろとほかの法令に関連を持つて来る場合があるのであります。その關係を規定するために、連合國財産の返還等に関する政令、外國為替及び外國貿易管理法に関する手続において調整を行ふ、あるいはその適用を排除しようとするものであります。

十二條は報告關係でございます。この法律を施行するに伴いまして、外貨債の原発行者等から、いろいろ報告を徴することができるということを規定したのでございます。

それから附則の中におきましては、條文をあげまして二つにわけてございますが、これは要するに對外關係のものは公布と同時に施行する。それから対内關係のものは来年の四月一日から施行するという意向であります。さらにこれを換言いたしますならば、外貨債有効關係の規定はただちに発効させるけれども、借りかえ価格等につきましての納付關係については、来年の四月一日から施行することにいたすという次第でございます。

○内藤友委員 農林大臣にお尋ねいたします。実は食管特別会議の繰入金のことにつきまして、いろいろお尋ねしたいのですが、これはいずれかの機会にまたお願ひたいと思います。ここでただ一つお尋ねします。農林省にお尋ねになられました。この点について御討論になつておるかと思うのであります。私は実はその様子がよくわからぬものでありますから、一応大臣からお聞かせいただきたいと思うのでござります。それは実はかでもないのでありますから、一応大臣からお聞かせいただきたいと思つて、私はいつもお尋ねの者からしますと、糸の植段の安否で、あるが、実は私どもはむしろ廟の植段の暴騰暴落を防ぐことを、先に見えなければならぬのじやないかと想つておつたのであります。今度の法律の立て方はそうでないようになつております。そこで今度の糸価安定法で、農業だけを重く見て、もう生産農家ばかりでないといふことになるのか。その点をひとつ。お尋ねはこの一点であります。はつきりとお聞かせいただきたいと思うであります。

この点は御指摘のよう、実は農林委員会において詳細にわたつて審議されたものでございまして、特別会計法は米価安定法になつておるのであります。それが基礎法であるところの法は、繭糸価需給調整というような形になつてございまして、繭価、糸価双方含んでおるのでござります。これはすでに衆議院におきましては、幾たびか決議をなされ、繭糸価の安定を期すべしといふ要請があつたのでありまするが、今日まで実は予算的措置ができるないために、その上程を見るに至らなかつたのであります。今回幸い大蔵省、関係方面との了解も得ましたので、三十億の資金をもつてこれを運営することになります。ただこれにはいろいろ方法があつたのであります。繭糸價格安定法とうたつておる通り、これは糸価、繭価とともにその安定を期する方針でござります。ただこれにはいろいろ方法があります。たゞこれには、立法によりまして、繭価と糸価と別々に立法し、また別々の方法をとるべきだといふ御議論も、ごく一部にはあつたのでありまするが、繭価を安定せしむるために同様なる措置を講ずるとしますれば、厖大なる資金と設備がいるのであります。繭価そのものを直接安定するためには、政府が乾繭倉庫なりその他の設備を持ちまして、また厖大なる、しかも変化の多い繭を買つてやるということになりますと、これは數千億では足りないのであります。そういう観点から、いろいろと國係員の方々とも相談の上、糸価を安定せしむることによつて繭価の安定も相当程度なし得る、運営の方法によつてそれがなし得る、こういう結論に達したのであります。その方法の詳細は繭糸價格安定法をごらん願うこととした

まするが、御承知のように現在繩価の両方面の変動の多いのは、一にかかるて海外の需要関係の変化が、非常に大きな影響をいたしておるのであります。そういう観点からいたしまして、繩価をまず安定せしむるということが、繩価の暴騰暴落を続けておるのでござります。どこに置くかということが、いろいろと議論があるところでありまするが、その際におきまして、実は審議会におきましては、最低値段であるところの繩価の安定の方法になる、こという考え方であります。そうしてこの安定法におきましては、最低値段どこに置くかということが、いろいろと議論があるところでありまするが、その際におきまして、繩価と加工費、これら二つのが大きな要素となつてそれが計算されるのであります。この意味におきまして、実は繩価が大きな要素となつておりまするためには、繩価の安定を期することがであります。このよう解釈をいたしておきまして、実は繩価が大きな要素となるのであります。しかしこれでも非常に不安な点がなきにしもあらずで、現在によって繩価の安定を期することができます。このような形でありますから、おきましては、実は製糸業者の繩に対する需要は非常に多いにもかかわらず、供給源が少いので、むしろひつぱりだこのような形でありますから、当分の間繩価が暴落するという心配はございません。しかしながら、この繩価安定法は恒久法であるから、おきましては、相当暴落する心配がありはしないか、こういう過去の経験からおきまして、そのためには最初の原案にはなかつたのでありまするが、第十條に繩価の安定のため

術あるいはまた養蚕經營の合理化によりまして、できるだけ生産費を安くする、こういうような方法も考えられますが、そうした方面は一般農業政策としてそれを実施いたしたい。なおまたもう一つは、御承知のように養蚕の天候によるところの災害といふが、減収がときどきありますので、そちら病虫害に対するところの予防なり、あるいはまた災害が桑畠に起きたために、非常な減収を来すというような場合におけるところの養蚕における生産の問題、こういう問題はすでに内閣さん御承知のように、着々整備いたしております次第でござります。

基く指置を講ずる場合においては、それがどれども、現在は繭を直接買おうなど、建前にはなつておらないのでござります。

○内蔵(友)委員 ただいま繭をお買になさぬということは、はつきりしたのでございますが、もちろん私は繭の値段の安定は、糸の値段の安定から離れて、糸が安定しておりましても、製業者が思惑で、いろいろ経済的に弱になります。それだけではないのであります。そういう關係で、やはり私は糸の安定と同時に、繭の安定もほんとうにやらなければならぬのじやないか。それは端的に政府が買上げなさるという必要があるのではないかと思つておるのであります。この法律で繭は、繭は買わぬけれども、将来は繭を上げなさいで及ぼして、その繭糸価格安定法の條にかかるらず、糸と同じように買ふる心持がありますかどうか。将来はどうなるのか。それをひとつお聞かせ願いたい。

○根本国務大臣 これは今後の運営の結果、十分に検討してみたいと存じます。

○夏堀委員長 次にお詰りいたしました。昨日の委員会において質疑を行いました予備審査中の、保険業法の部を改正する法律案、及び損害保険率算出団体に関する法律の一部を改する法律案の両案につきましては、日本付託の通知がありましたので、の際右両案の審査を本審査に切りえ、質疑打切りといったしたいと存じ

○異議なし」と呼ぶ者あり
○夏堀委員 御異議ないようですか
ら、右両案につきましては、これを本
審査に切りかえ、質疑を打切ることに
決しました。
それではこれより右両案を一括議題
として討論に入ります。
○佐久間委員 ただいま議題となりま
した。保険業法の一部を改正する法律
案、及び損害保険料率算出団体に關す
る法律の一部を改正する法律案につき
ましては、この際討論を省略し、たゞ
ちに採決に入られんことを望みます。
○夏堀委員長 ただいまの佐久間君の動
議のとくに決定するに御異議ある
ませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○夏堀委員長 御異議ないようであつ
ますから、右両案について討論を省
略して、これよりただちに採決に入ら
れます。
まず保険業法の一部を改正する法律
案を採決いたします。本案に賛成の諸
君の御起立を願います。
〔総員起立〕
○夏堀委員長 起立多数。よつて本
案の通り可決されました。
次に損害保険料率算出団体に關す
る法律の一部を改正する法律案を採決
いたします。本案に賛成の諸君の御起
立を願います。
〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 それでは前の六法案に対する質疑を続行いたします。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました日本專売公社法の一部を改正する法律案について、これに関連する質問をいたしたいと存ずるのであります。専売公社は元の大蔵省の専賣局からわかれれて、専売公社法によりましてできたのでございますが、専売公社になりますて、もちろん独占事業でありますから、他の競争相手はないわけであります。が、専売公社になりまして、需給調整等が円満にやられつつあるかどうかということにつきまして、まず監理官の久米さんから、その運用につきましての構想を承りたいと思います。

○久米政府委員 専売公社になりますて、従来から扱つておりまするタバコ、塩、しようのう、を通じまして、需給の円滑をはかるという点につきましては、公社としていろいろ努力をいたしております。従来の努力はわれくの見まするところでは、十分その成績を上げて参つて來ていると思います。

○三宅(則)委員 ただいまの監理官の御説明によりまして、成績も上つておるということでありまして、これを了といたしますが、われくは今までの経験によりまして、タバコ等につきましても、昨年も値下げをいたしたわけでありまするが、将来企業を合理化いたしますし、だんく日本経済が正常に復しまする以上は、さらに一段と努力を拂いまして、これの減額と申しますが、あるいは値引きといふよりも構想を現在お持ちでございましようか。その辺を承りたいと思います。

○久米政府委員 専売から出て参ります。

すのは、旧来の陋習と申しますか、共式のやり方でありますから、割合に賄費も高くなるわけで、採算がそれににくい。こういうのが一般的の原理であると考えます。よつて政府は、真空式なりあるいは最新式の製塩事業につきましては、十分の措置をとるために、あるいは金融面において、あるいは技術面において相当努力もし、またそれに対する補助をいたすべきが当然だと思いますが、政府はこれに対してもうふうにお考えになつてあるか承りたいと思います。

（）で いの音あおましまし常温す度いかしね岡まとまと便

あつせんの労をとつておられるように開くのであります。一般小売人の話を聞きますと、役員の一部だけが恩恵を受けて、小売人にはこれが徹底しておらぬ。従つて非常に高利な金を借りて、これに使つておる。そういう場合はどういうときにあるかといえば、先般のような抱合せ販売をやられた場合に、不必要的なタバコまで抱き合せて販売するために、非常に資金の量がふえて困る場合があります。こうした点について、何か積極的なお考えがあればタバコ小売人としての重要な要望問題でありますので、ひとつお聞きしたいと思うのです。

その次には、専売公社の方々が非常に官僚的になつており、しかも小売人に泣かせるような問題が非常に多い。今

度行政監察特別委員会において、結果

はどのようにあります。専売公社に

関する不正事件の容疑をもつて、ここ

に問題になつておりますが、これに關

連して非常に質の悪い者がおる。こと

にタバコの新規の営業などの許可につ

いて申請をいたしますと、大体六箇月

くらいかかる、この六箇月間その人は

營業できず手をつかねて待つてい

る。ようやくのことと、いろいろの経

費を使つて——この経費といふところ

に問題があるわけであります。きよ

うは省きました、ようやく許可をもら

つたと仮定しました場合に、たとえば陳列一つづくるのにも陳列の指定商人

を専売局の方から指定する。もし自分

の好きな陳列屋にこの陳列をつくらす

といふようなことがあつた場合には、

何とかかんとか難いせをつけられて、

なか／＼あと／＼に影響を與えるとい

うようなことがある。その他その後版

おらぬ。従つて非常に高利な金を借りて、これに使つておる。そういう場合はどういうときにあるかといえば、先般のような抱合せ販売をやられた場合に、不必要的なタバコまで抱き合せて販売するために、非常に資金の量がふえて困る場合があります。こうした点について、何か積極的なお考えがあればタバコ小売人としての重要な要望問題でありますので、ひとつお聞きしたいと思ひます。

専売公社に特別の關係のある人であるなら、自由に好きなものを販売所が渡す。これを小売人がみな見て帰つて、

来る。こういう問題もあるわけです。

専売公社に特別の關係のある人であるなら、自由に好きなものを販売所が渡す。これを小売人がみな見て帰つて、

来る。こういう問題もあるわけです。

いま一つは、監視部というものが渡りますが、非常に越権されたが多い。た

とえば農家が好奇心によつて少しばか

りの葉タバコをつくつたとしても、も

し発見でもせられた場合には、それこ

そ非民主的な昔の警察時代、刑事に呼

びつけられて、拷問をかけられている

ような悪口雑言を吐かれる。現に私の

手元まで泣いてこの事實を訴えて来た

人があるのです。詳細いろいろ

お話をしたいのですが、時間があ

りませんので簡略にいたしますが、非

常に越権されたが多い。人権蹂躪にひ

しいようなことを往々にしてやつてお

られる。この根本を考えます場合に

は、先ほど私が申し上げましたよう

に、非常に官僚的になつておる。その

間に問題になつておりますが、これに關

連して非常に質の悪い者がおる。こと

にタバコの新規の営業などの許可につ

いて申請をいたしますと、大体六箇月

くらいかかる、この六箇月間その人は

營業できず手をつかねて待つてい

る。ようやくのことと、いろいろの経

費を使つて——この経費といふところ

に問題があるわけであります。きよ

うは省きました、ようやく許可をもら

つたと仮定しました場合に、たとえば陳

列一つづくるのにも陳列の指定商人

を専売局の方から指定する。もし自分

の好きな陳列屋にこの陳列をつくらす

といふようなことがある。その後版

専売所へ行つても、先ほど言いましたよ

うに、一般小売人は必要と思われる

よろ品まで抱合せをされるのに、従

うに、一般的な心構えとして、要

らば、自由に好きなものを販売所が渡

す。これを小売人がみな見て帰つて、

来る。こういう問題もあるわけです。

専売公社としてももちろん

まつたが、根本的な心構えとして、要

らば、自由に好きなものを販売所が渡

す

注意を受けることがござります。私は
そういうことが起りましたときは、そ
の都度公社の責任者に十分注意をして
おるつもりでございます。

以上をもちまして大体御了解を願え
るかと思いますが、なお具体的なお話
がございましたら、承つてもけつこう
でござります。

正確で、あるいは誤解を起したかと思
いますが、私は予算の編成がまずか
つたということを申しておるのでござ
いませんので、速記録を調べまし
て、もし私の表現に悪い点がございま
したら、取消したいと思います。

ります。部下に対する監督の具体的な方法ということは、私から申し上げるよりも、専売公社の幹部の方から申し上げた方がいいのではないかと願つております。

○高田(宮)委員 専売公社法の一部を改正する法律案に関連して、一点だけ伺つておきたいと思ひます。

になる場合であれば、内容的には問題はないと思う。しかし法律で規定されてしまますと、せつかく自主的な労働協約によりまして決定できる性質のものを、法律を改正する手続をとらなければ、これを改正できないという固定したるものになってしまいます。従つて、なぜ法律でやらなければならぬかと

その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。」ということになつております。

○酒井委員 論事進行について……
ただいまの御答弁の中に、昨年の予算編成に無理があつて、そのために末端に無理を押しつけたというような御答弁がありました。これはほんとうに私は不適当だと思う。お取消しになつたらどうかと思います。

の御答弁では、速記録を取調べた上で、取消すものなら取消すとおつしやいますが、それはそういうことにいたしまして、私が質問いたしましたいわゆる抱き合せの問題、あるいは監視の問題、あるいは新規小売業者に対するところの問題、その他幾つか、いわば専売公社の社員の行動が、昨今非常に官僚的になつて悪い。今後これらに対して公正をとする必要があるとしたならば、これをするべきであるとおもふ

この法案を出されましたのは、理由書を見ますと、国家公務員の場合と同様に、休職に関する規定を設ける必要があるからということになつております。専売公社法の中には、いろいろと職員に関する待遇上の問題につきましては、すでに公共企業体労働関係法の規定によるという規定がありまして、ここにありますように、協約で從来定められておつたものを、あらためて法律として定めようとするものであります。

○久美政府委員 今回の改正の一つの
点といたしまして、休職の期間の問題
がござります。従来は公社法の第二十
三条の第二項で、刑事案件の場合は別
でございますが、その他の病氣の場合
には、休職の期間は満一年ということ
になつております。今度は公務員に
こういう手続をとつたかということが
よくわからぬのです。

○高田(高)委員 この説明書では、これまでには労働協約に基く給與の支給がなされていますが、今回これを専業主婦社法のうちに織り込み、その休職期間中全額を支給することを明らかにしたところふうになつておるのでですね。

○久米政府委員 これは提案理由の説明の第一に、第二に、第三という三つになつておりますが、第一の場合が公務傷病の場合であります。それから第

○苦米地(英)委員 関連して……。私は予算委員の一人でありますが、ただいまの監理官の言葉は、予算委員としても聞き捨てにならないと思います。予算が無理があつたから、それだけを獲得するためには、そういう無理をしなければならなかつた。それは当然こうとれるのであります。しかも先ほどの質問によれば、特殊の関係を持つてゐるのは抱き合せでなくもらつているのだ、しかるに一部のものに対してのみ抱き合せをやつていて、こういうことをはつきり質問しておるのであります。そういう差別的な行動があるのであることに対しては、一言の答弁もなくして、予算を非難するというのは、私は予算委員として聞き捨てにならない。取扱さないならば、私はこれをまだ追究したいと思います。

○久米政府委員 専売公社の職員のいろいろの場合における態度につきまして、いろいろ御忠告をいただきまして、私どもとして十分その御意図のあらることは了解いたしました。この問題は、まず第一段としては、専売公社の幹部がその部下の職員を監督して、各方面におきまして、公社の業務が遺憾のないよう、無理のないよう運営されるというふうに、幹部として指導をして行くというのが、まず第一の建前であると思います。その幹部が部下を指導して行くという態度に不十分な点がございましたら、私ども大蔵省といたしまして、幹部の方にいろいろ進言して、なお万遺憾なきを期する、こういうふうな建前に私どもは考えてお伺いいたしたいと思います。

○久米政府委員 特に法律で規定する
ことを必要と認める事項は、公社法で
規定をする。それからそれ以外の事項
は、公共企業体労働関係法のいわゆる
団体交渉で、労働協約に譲るといふよ
うな建前に相なつております。なお別
に労働基準法というふうな法律により
まして、団体交渉の際の最低基準とい
うふうなものを別に定められておる
ものもございます。今回は、休職の期
間及び休職中の給與につきましては、
公社としてはこういう制度がいいのだ
という点の、休職に関する規定を法律上
でもつて設けるのが、適当だと考えた
わけでござります。

○高田(宮)委員 それはこういふ疑い
を持つわけです。内容が若干でも改善
されると、どういうところからそいう必要あり
と考えられたか。その点をひとつお伺
いしておきたい。

つきましてこれを三年に直すことになりました。満一年といままでほつておくわけに参りません。公共企業体の場合も三年というふうに延ばすのが適当であると考えましたので、延ばされましたというふうなわけでございます。

○高田(富)委員 そうしますと、今のは従来も公社法の中にあつた部分ですね。ところが、その次の休職期間中の給與等については、従来は協約できめられておつた。それをあらためて法律の方でやらなくとも、協約を改訂する申入れをして、そうして従業員側からの意向を十分しんしやくして、協約を改正するという方法でやる方が妥当ではないのですか。

○久米政府委員 休職者の休職中の期間中の給與につきましては、現行法に規定がございまして、これは二十三條の第四項の後段にございます。何となつておるかと申しますと、「休職者は、

二が、結核性疾患及び結核性以外の病気の場合、それから第三が、刑事件件で起訴の場合、それで今御質問になりましたのは、第一の公務傷病の場合であります。公務傷病の場合につきましては、労働基準法では従来休業補償として百分の六十という規定があります。労働基準法ではそれが最低保険で、最低のつかい難になつておる。この上に、従来は労働協約によりまして、公務傷病の場合には給與を減額しないという労働協約がござります。それでありますから、そのことを提案理由の中で申し上げたわけでございます。今度はその公務傷病の場合は、公務員の場合も法律ではつきり書いてござります。こちらの方も労働協約で従来たつていたのと同じ内容のことを、はつきりと法律の中へ織り込んで、この公社法だけ見ればわかるようになつたのであります。

○高田(鶴)委員 結局私の聞きたいたのは、これで行きますと、国家公務員と同様に扱つて行くのだというよろな建設から、この法律の中へ織り込んで、労働基準法と異なつた最低を保障するのだというふうに言われるのですが、何もそれを国家公務員と同じように扱わなくちやならぬということはないので、国家公務員については公共企業体労働関係法といふものがあつて、別個の扱いをとる建前にそもそも根本がなつておる。だから職員の待遇等に関する問題は、労働協約によつてやるというのが、根本的性格的にいつても正しい行き方なのでありますと、從来協約であつたものを何もわざ／＼法律へ織り込むという必要はない。むしろ協約を改訂する手続をとり、そして従業員の方の意見も聞いてやるというのが当然の行き方で、もしさうしませんと、今後は、労働関係法によつて認められておる、国家公務員と違つた特殊な扱いを受けておるという性格そのものに、変更を來す傾向をとるというようなおそれがあるよう思ひます。だからそういう点でなぜわざ／＼法律の中へ入れたか、協約の方を改訂するという方法をとらなかつたのは、何かそういう理由があるのかということをお聞きしたいわけです。

百分の八十と書いたという点についての御意見があるのかと思ひますけれども、公共企業体の職員の給與の場合に、百分の八十と定めることが公共企業の性質にかんがみて適當である。そういうふうに考えましたので、法律の中に書くという考え方をとつておるわけであります。公務員と一致しているというのは、これは結果において一致していると思いますけれども、公務員に特になろうといふほどの強い意味で、もつて、それが動機となつてこういうふうになつておるといふほどにも考へております。

したから、関連質問として簡単に承つておきたいのであります。
工業塩のうち、ソーダ用の塩は特別の御配慮を願つて、価格が八月以降たしか八千円程度だと思います。一般的の拂下げ価格の一萬六千円の半分であります。こういう状況になつておりますが、広く工業塩の中を検討してみますと、輸出促進の意味もあり、かたゞ必要なる物資の生産というような面から考えましても、特別価格を設けなければならぬないと認められる分野がまだ相当あるわけです。私どもの知る範囲におきましては、あるいは食料塩なども希望があるのかもしれません。しかし、これは戦前の塩の専売時代の歴史を考えてみても、この分野まで及ぶべきでなかろう。こり一応私どもは常識的に考えているが、せひとともソーダ工業塩と同じような取扱いをしなければならないものが取残されておる、こういう感じがいたします。その一、二、三のものは何かと言いますと、塩素酸ソーダ、クロールスルホル酸の製造用のもの、硅化ソーダ製造用のも、化成品といいたしましても、おおむね合成染料とか、拔染剤とか、アゾ、レキといふような、そのほか染料としても、名前をあげればたくさんあります。が、おむねこういふものは生産も増加しなければならぬし、かたゞ、国際市場におきまして競争の立場に立つものでありますので、ソーダ工業塩と同じような配慮を加うべきものだ。まだあるのかもしれませんけれども、現在気がついておりますのはさよなるものであります。これが、これらについて特別価格を設定なさる御用意があるかどうか。しかしこの特別価格の設定は、現在の法規

○久米政府委員　ただいま御指摘になりました工業品は、いずれも化学製品と了解いたしますので、法制的には政令でもつて処理し得る範囲に属するものであると考えております。御指摘の塩素酸ソーダ、クロールスルホル酸、あるいは合成染料等の問題、これらにつきましては、いろいろ業界の方からも陳情その他お話を伺つております。通産省からもお話を伺つております。目下大蔵省及び専売公社におきましては慎重に研究中でございます。

○宮幡委員　御研究中というのは、これは答弁としては実に名答弁であります。この際早くやつてもらいたい問題だと思います。先ほど申しましたように、審議と見合せて延ばしておつたのですがございますが、研究も相当の段階に進んでおると想像します。まああなた個人に御迷惑になつてもいけませんから、必ずしも御明答を要求するものではありませんが、御承知のように各地に向けてのカーリングの輸出等につきましては、十分な保護をする必要があります。指摘しました化学製品の中には、これは特別の価格で処理しなければならない因果関係というものが、十分あるわけあります。しかもこの資料等につきましては、もうそこに多數の時間を費しまして考え方にはならないほど、むずかしい問題でもなからう。国会の答弁としましては、目下研究中でも、本日のところは一応了承いたしますが、この上長く御研究なさらないで、いずれか早く結論をつけてこの二点を伺いたい。

それから先ほどのお話をの中で、予算が不适当であったといふような言葉につきまして、苦米地委員からも予算委員の立場においての御注意があつた。私も予算委員の一人といたしまして、十分この問題については関心を持つております。まあ速記録を調べてみて、そりして不当であつたら取消す、こういうことがあります。しかししながらこれは言葉の言いまわし、いわゆる言葉のあやだと思う。あるいは八十八億本であるとか、あるいは百億本とかの厖大な数字を並べまして、光やビースを売るうといふ計画を立てた。ところがその販売の状況にございまして、人為的に設けた会計年度末までには売れなかつた。これを促進するためにはよくな方法をとつたのでありますから私どもはこの点をあつて、いわば販売上の見込み違いであって、予算措置の見込み違いなどということは毛頭ないはずであります。それがありますから私どもはこの点をはつきりと、十億本売るつもりであったが、八億本しか売れないと、まあ所定の收入も確保しなければならないのです。特別な販売手段を講じたのだ。

